

補助金等の在り方に関する検討委員会報告書

第1 はじめに

米子市補助金等の在り方に関する検討委員会（以下「当委員会」という。）は、米子市が交付する補助金等の抜本的な見直しを行うため、平成18年12月に設置された。

以来、補助金の現状を把握するとともに、補助金交付基準の策定等についての審議を進めてきたところであり、また、昨年8月には、平成20年度の予算編成に当たり、それまでの審議経過を中間総括（「米子市の補助金の課題認識と補助金交付基準等の基本的な考え方」）として取りまとめ、補助金の抜本的な見直しについて、委員会の考え方を報告したところである。

この度の最終報告は、中間総括を踏襲しつつ、これまでの7回にわたる審議の結果を取りまとめたものであり、今後、米子市におかれては、この報告書に基づき、補助金の抜本的な見直しについて、鋭意努力をされることを期待するものである。

第2 米子市の補助金の概要について

1 平成17年度～平成19年度補助金総件数及び補助金総額の推移

| 項目 | | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|--------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 補助金件数 | | 211件 | 190件 | 167件 |
| 補助金金額 | | 1,849,882千円 | 1,444,165千円 | 1,194,859千円 |
| 内 訳 | 補助交付金 | 件数 | 181件 | 164件 |
| | | 金額 | 1,609,247千円 | 1,248,001千円 |
| | その他 | 件数 | 30件 | 26件 |
| | | 金額 | 240,635千円 | 196,164千円 |

平成17,18年度は普通会計決算額、平成19年度は普通会計決算見込額

【補助交付金】地方財政状況調査において、補助金として取り扱われるもの

【その他】補助金として支出されているが、地方財政状況調査においては、普通建設事業等として取扱われるもの

2 平成19年度補助金の所管別、交付先別、補助開始年度別の内訳

(1) 補助金所管別内訳

| 所管 | 件数 | 割合(件数) | 金額 | 割合(金額) |
|----------|------|--------|-------------|--------|
| 総務部、企画部 | 12件 | 7.2% | 161,478千円 | 13.5% |
| 市民人権部 | 6件 | 3.6% | 9,628千円 | 0.8% |
| 環境下水道部 | 4件 | 2.4% | 55,786千円 | 4.7% |
| 福祉保健部 | 41件 | 24.5% | 475,393千円 | 39.8% |
| 経済部 | 74件 | 44.3% | 281,073千円 | 23.5% |
| 建設部 | 6件 | 3.6% | 23,330千円 | 2.0% |
| 教育委員会 | 18件 | 10.8% | 167,723千円 | 14.0% |
| 淀江支所、その他 | 6件 | 3.6% | 20,448千円 | 1.7% |
| 合計 | 167件 | 100.0% | 1,194,859千円 | 100.0% |

(2) 補助金交付先別内訳

| 項目 | 件数 | 割合(件数) | 金額 | 割合(金額) |
|-------|------|--------|-------------|--------|
| 個人・企業 | 36件 | 21.6% | 270,768千円 | 22.7% |
| 公共的団体 | 114件 | 68.2% | 672,799千円 | 56.3% |
| 外郭団体等 | 15件 | 9.0% | 206,063千円 | 17.2% |
| その他 | 2件 | 1.2% | 45,229千円 | 3.8% |
| 合計 | 167件 | 100.0% | 1,194,859千円 | 100.0% |

【公共的団体等】米子市の外郭団体等を除く、社会福祉法人、協同組合、任意団体 等

【外郭団体等】(社福)米子福祉会、(社福)米子市社会福祉協議会、(財)米子市教育文化事業団、(社団)米子市広域シルバー人材センター、米子市土地改良協会、(財)中海水鳥国際交流基金財団、(財)米子市勤労者福祉サービスセンター、(財)米子市学校給食会、米子市観光協会、米子市体育協会、(財)とっとりコンベンションビューロー

【その他】水道事業管理者、市議会各派

(3) 補助開始年度別内訳

| 補助開始年度 | 件数 | 割合(件数) | 金額 | 割合(金額) |
|-----------|------|--------|-------------|--------|
| H19年度 | 17件 | 10.2% | 46,164千円 | 3.9% |
| H17～H18年度 | 16件 | 9.5% | 200,192千円 | 16.8% |
| H14～H16年度 | 23件 | 13.8% | 123,530千円 | 10.3% |
| H10～H13年度 | 25件 | 15.0% | 135,614千円 | 11.3% |
| H9年度以前 | 86件 | 51.5% | 689,359千円 | 57.7% |
| 合計 | 167件 | 100.0% | 1,194,859千円 | 100.0% |

3 補助金の分類

(1) 単独補助金と協調補助金

単独補助金は、米子市の独自施策の象徴であり、最も政策的な要素が強い補助金である一方で、その財源が全て米子市の財源であることから、協調補助金と比べて財源の制約を受けるものである。

協調補助金は、国、県等により財源の一部が賄われているが、一方で交付要綱等により、事業の内容が定められているとともに、国、県等との協調を図らねばならないことから、義務的な性格を持っている。

資料：平成19年度単独補助金と協調補助金の内訳

| 項目 | 件数 | 割合(件数) | 金額 | 割合(金額) |
|-------|------|--------|-------------|--------|
| 単独補助金 | 99件 | 59.3% | 462,428千円 | 38.7% |
| 協調補助金 | 68件 | 40.7% | 732,431千円 | 61.3% |
| 合計 | 167件 | 100.0% | 1,194,859千円 | 100.0% |

参考 単独補助金と協調補助金の考え方

補助金の財源をすべて市の財源により賄うものを単独補助金とし、国、県等の財源を活用する単独補助金以外の補助金を協調補助金と取り扱っている。

(2) 運営費補助金と事業費補助金

運営費補助金は、公益的な活動を開始する団体に対して、設立時は財政基盤が脆弱なため、当該補助金がなければ団体の運営そのものが不可能になるなど、一定期間の補助が必要であると認められる場合において支出されるものである。

事業費補助金は、特定の事業に対する補助であり、市が民間による事業を奨励・保護するために個人・団体等に対して行っているものから、各種イベントに対して行う補助、利子補給等まで、様々な性質を有している。

資料：平成19年度運営費補助金と事業費補助金の内訳

| 項目 | 件数 | 割合(件数) | 金額 | 割合(金額) |
|--------|------|--------|-------------|--------|
| 運営費補助金 | 40件 | 24.0% | 449,752千円 | 37.6% |
| 事業費補助金 | 127件 | 76.0% | 745,107千円 | 62.4% |
| 合計 | 167件 | 100.0% | 1,194,859千円 | 100.0% |

第3 米子市の補助金の現状と課題について

1 補助金の公益性について

補助金は、地方自治法第232条の2において、「公益上必要がある場合」に交付することができることと規定され、さらに「公益上必要であるか否か」については、客観的なものでなければならないとされている。(行政実例 昭28.6.29)

米子市の補助金に係る公益性については、最終的に議会における補助金を含む予算案の承認により一定の客観性が保たれているとはいえ、実態としては、事務事業評価及び予算査定等の市の内部的な行為により決定されている状況にある。

2 補助目的の明確化と効果の検証について

補助金の目的についての評価においては、当該補助金の支出により、現在の状況を具体的にどのように改善したいのか、また、いつまでに目的を達成したいのかという補助の目的及び目標が明確でないものが見受けられた。

また、補助金の効果についても、その効果の具体的な検証方法が確立されていないものが見受けられた。

補助金を支出する場合には、補助事業の目的を明確化し、その効果の検証方法等を補助金の交付先と十分に協議した上で、事前に確立することが重要であり、その効果について、市民に対して積極的に説明することが必要である。

3 補助対象経費について

補助金が公金である以上、当然、その用途については、市民の理解を得ることができるものでなければならない。補助対象経費についても、そのことを十分に認識し、市が直接支出する場合と同様の精査が必要である。

この度の補助対象経費等の評価において、特に運営費補助金の中に慶弔費、飲食費等、本来、その団体の会費等で賄われるべき経費が補助対象となっているものが見受けられたので、これらの点については、早急に改善すべきである。

旅費等を補助対象経費とする場合においては、その範囲や額について、米子市の旅費条例等の基準に準じた取扱いとすべきであり、また、工事費、委託料等を補助対象経費とする場合においては、当該補助事業者が入札等の実施を行い、適正な金額で契約を実施する等、適切な指導を行うことが必要である。

一団体当たり在一定金額を一律に交付する定額補助方式については、その補助金の使途が不明確なものが多く、「ばらまき」補助金であるという批判に耐えることができないものも見受けられるため、対象経費の明確化等の見直しが必要である。

4 補助金の既得権化について

米子市の補助金の開始年度別内訳を見るに、補助金件数の半数以上が補助開始後10年以上を経過している状況にある。

同一の補助金が長期にわたり交付され続けることは、財源が既存の補助金に固定化されてしまい、新たな行政需要に対応できないといった弊害を生じる。

一方、長期化した補助金の受け手側は、その財源を頼りに事業運営を行うことが慢性化し、結果的に受け手側の団体等の自立を妨げることとなる。

5 補助金総額の水準について

米子市の予算に占める補助金総額の水準は、類似団体との比較において、著しく高い水準にあるという状況ではない。(下記資料参照)

しかしながら、補助金の交付決定は、市の一定の自由裁量で行うべきものであるため、この裁量の発揮は、必然的に米子市における財政状況に応じたものでなければならない。

米子市は、現在、危機的な財政状況の中で財政健全化の取組を進めており、補助金の支出が市の裁量的なものである以上、その削減等の整理合理化については、積極的に進めなければならない状況となっている。

資料：補助金に係る米子市と類似団体都市との比較(平成18年度地方財政状況調査表)

| 項目 | | 米子市 | 類似団体都市平均 |
|---------------|--------|---------------|---------------|
| 人口(H19.3.31) | | 149,730 人 | 124,168 人 |
| 標準財政規模 | | 28,690,009 千円 | 27,269,847 千円 |
| 補助交付金(A) | | 1,248,001 千円 | 1,243,735 千円 |
| 単独で行う補助交付金(B) | | 884,077 千円 | 932,286 千円 |
| Bの目的別支出の割合 | 総務関係 | 11.5% | 20.4% |
| | 民生関係 | 27.3% | 23.0% |
| | 衛生関係 | 5.3% | 8.4% |
| | 農林水産関係 | 7.0% | 14.8% |
| | 商工関係 | 22.1% | 16.8% |
| | 土木関係 | 0.7% | 1.6% |
| | 教育関係 | 16.6% | 11.4% |
| その他 | | 9.5% | 4.2% |
| A / 人口 | | 8,335 円 | 10,102 円 |
| B / 人口 | | 5,904 円 | 7,611 円 |
| A / 標準財政規模 | | 4.35% | 4.47% |
| B / 標準財政規模 | | 3.08% | 3.34% |

【注】

- ・類似団体との比較においては、地方財政状況調査表の補助交付金のみの比較としている。
- ・単独で行う補助交付金とは、地方財政状況調査においては、国との協調補助金を除く全ての補助金であり、本報告の単独補助金とは取扱いが異なる。

第4 補助金見直しの基本的な考え方について

1 補助金に関する情報の積極的な公開について

補助金を支出する際の公益性の判断については、補助金が様々な目的及び性質をもつものであることから、仮に客観的な判断基準を策定したとしても、それを一律に適用して公益性の判定をすることは困難であると思われる。

そこで、当委員会においては、この公益性の判断基準について、それを具体的に明示するのではなく、現に交付決定された補助金を積極的に市民に公開することにより、「当該補助金が公益上必要である」という市の判断について、市民が検証する仕組みを作ることが、結果的に客観的な公益性の判断基準の策定に代わり得るものになると考える。

今後、米子市の補助金については、その内容等を市報及びホームページ等を活用して積極的に市民に公表するとともに、当該補助金に対する市民の評価を補助金交付決定の判断に反映させることができる仕組みを確立することが必要である。

2 事業費補助を原則とすることについて

前述のとおり、補助金は、本来、公益上必要がある事業に対して、その事業を具体的に推進・奨励することが必要であると判断された場合に交付されるべきものである。

裏返せば、目的を達成した事業及び補助の効果の薄い補助金については、積極的に見直すことが必要である。

補助の対象となった事業については、事業計画書、収支予算書により補助の目的が明確化されるとともに、実績報告書、収支決算書により、補助の効果を確認することが容易にできるのであり、常にその検証を怠ってはならない。

運営費補助金については、その点が不明確となりがちであり、今後の補助金については、事業費補助を原則とすべきである。

やむを得ず運営費補助とする際も、公益的な活動を開始する団体に対して、団体設立時の財政基盤が脆弱な期間のみに限定することを基本とすべきであり、特に、いわゆる外郭団体の運営費補助金については、運営費補助方式から事業費補助方式への見直しを早急に検討する必要がある。

3 補助金の終期設定及び補助開始後長期間を経過した補助金の見直しについて

既得権化した補助金の弊害を見直すためには、あらかじめ補助金の交付に当たり、終期の設定（補助金のサンセット）を制度化することが必要である。

一定程度の年数を経過した補助金及び社会経済情勢の変化に伴って、全国的に廃止傾向がある補助金については、廃止・休止を前提として、ゼロベースからの検討を行い、更に継続の必要がある補助金については、その必要性等を十分に精査した上で、新たな補助金として交付決定を行う等、見直しを図るべきである。

特に長年にわたる米子市の外郭団体等に対する運営費補助及び市が事務局をもつ任意団体の運営費補助金については、その外郭団体及び任意団体の事業内容を検証するのはもちろんのこと、今後の団体等の在り方についても検証することが必要である。

4 公募型補助金の拡大について

現在、米子市においては、公募型補助金として「米子市まちづくり活動支援交付金」を創設し、市民の自主的な活動に対して補助金を交付するという取組を始めたところである。

当委員会としては、時間的な制約もあり、公募型補助金のあり方の具体的な検討につ

いては、議論を深めていないが、公募を前提に補助金を支出するというこの取組については、今後、市全体で積極的に推進すべきであると考えている。

例えば、農林水産業の振興、商工業の振興のための公募型補助金の創設及び現行の「米子市まちづくり活動支援交付金」への小額補助金の統合等については、今後、市において市民との協働推進の観点から検討することが必要である。

第5 補助金交付基準等について

補助金の交付基準及び見直し基準については、当委員会においても、今までの審議をもって一定の整理をしたところである。

米子市におかれては、補助金支出の公益性を大前提とした上で、下記の点を踏まえ、今後、補助金の交付基準等を策定されるとともに、それら基準の遵守を担保するために、補助金交付規則の改正等、所要の措置を取られることを期待するものである。

1 補助金の交付目的及び事業内容の明確化

補助金交付の背景にどのようなニーズ又は課題があるのかを的確に把握し、そのニーズ又は課題に対する市の考え方を明らかにするとともに、事業内容を明確化すること。

2 補助事業の有効性の検証

補助事業の実施が社会経済情勢に合致していることを確認するとともに、当該補助事業の効果及びその検証方法等を事前に明らかにすること。

3 補助団体等の適格性の確認

- (1) 補助団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- (2) 補助団体等の補助金等の会計処理及びその使途が適切であるとともに、そのことを担保する監査機能を有していること。
- (3) 補助団体等の繰越金、剰余金等が補助金額の2分の1を超えていないこと。

4 補助対象経費の適正化

(1) 事業費補助の原則

対象経費については、事業費補助を原則とすること。(ただし、新規団体に対する運営費補助を除く。)

参考 新規の運営費補助の取扱い

設立後間もない団体については、その運営基盤が脆弱であることから、自立できるまでの一定期間については、運営費に対する補助が必要な場合がある。この場合においては、予め補助の終期を設定した上で、段階的に補助金を減額する等の措置を講ずることが必要と考える。

(2) 補助対象経費の明確化

補助対象経費については、できる限り明確化するとともに、次に掲げる経費については、原則、補助対象としないこと。

補助対象経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、社会通念上適切でない経費

団体等の総会に係る経費等、通常、当該団体の会費等で賄われるべき経費
旅費、日当等において、市の基準を超えて支出される経費

5 終期の設定

- (1) 市の単独補助金については、あらかじめ終期を設定することとし、その終期は補助開始後3年間程度を標準とすること。
- (2) 国や県との協調補助金は、その協調補助の制度終了時を終期とすること。
- (3) 次の補助金については、例外とすること。
 - 協議、協定等により市の負担が決められている補助金
 - その他、特に公益上の理由から継続が必要であると認められる補助金ただし、の場合においては、特に継続する必要がある理由等を明確にすること。

6 その他補助金の適正化について

- (1) 協調補助金に係る上乗せ補助について
 - 国、県との協調補助金については、特別な理由がない場合、補助対象経費の範囲の拡大、補助率の変更等の上乗せ的な補助は原則行わないこと。
- (2) 補助率の考え方について
 - 補助対象経費に占める補助金額の割合（補助率）については、原則補助対象経費の2分の1以下とすること。また、定額補助の場合においても、その経費が全体の経費の2分の1以下とすること。
- (3) 補助金執行の適正化
 - 補助金の執行において工事又は委託等の契約を行う際には、契約単価の精査を行い、必要に応じて入札等の実施を行うこと。

第6 おわりに

以上を当委員会の報告とするが、今後、市におかれては、この報告書に基づき、市の補助金交付基準を策定するとともに、必要に応じて補助金交付規則等の見直しを図られたい。

また、補助金の公表については、当然のことながら市議会に対しても、補助金の調書等を報告し、個々の補助金について、議会の評価を求めるべきと考える。

当委員会は、この報告書をもって、一旦、その活動に区切りをつけることとなるが、米子市におかれては、補助金のみならず、適正な市財政運営を積極的に推進されるよう期待するものである。

平成20年2月

米子市補助金等の在り方に関する検討委員会